

第6章 乗車券類の改札及び引渡し

第1節 通則

(乗車券類の改札)

第92条 乗車の目的で駅に入場し又は駅から出場しようとする者は、所定の乗車券類を所持し、係員の改札を受け、定められた場所から入出場しなければならない。

2 前項の規定によるほか、旅客は、係員の請求があるときは、いつでもその所持する乗車券類を係員に呈示しなければならない。当該乗車券類の使用が証明書等の携帯を必要とするものであるときの当該証明書等についても同様とする。

(乗車券類の引渡し)

第93条 旅客は、その所持する乗車券が効力を失い、若しくは不要となった場合又はその乗車券を使用する資格を失った場合においては、当該乗車券を係員に引き渡すものとする。

第2節 乗車券の改札及び引渡し

(普通乗車券の改札及び引渡し)

第94条 普通乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際に、当該乗車券を係員に呈示して入検等を受けるものとする。

2 普通乗車券を使用する旅客は、旅行を終了した際に当該乗車券を係員に引き渡すものとする。

(定期乗車券の改札及び引渡し)

第95条 定期乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際及び旅行を終了した際に、当該乗車券を係員に呈示してその改札を受けるものとする。

2 定期乗車券を使用する旅客は、当該乗車券の有効期間が満了した際に、直ちに、これを係員に引き渡すものとする。

(回数乗車券の改札及び引渡し)

第96条 回数乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際に当該乗車券を係員に呈示して入検を受け、旅行を終了した際にこれを係員に引き渡すものとする。

(団体乗車券及び貸切乗車券の改札及び引渡し)

第97条 団体乗車券又は貸切乗車券を使用する旅客の引率者は、旅行を開始する際及び途中下車をする際に、当該乗車券を係員に呈示して改札を受けるものとする。

- 2 前項の引率者は、団体旅客又は貸切旅客が券面に表示された発着区間の旅行を終了した際に、その所持する乗車券を係員に引き渡すものとする。

第 3 節 ライナー券の改札及び引渡し

(ライナー券の改札及び引渡し)

- 第 98 条 ライナー券を使用する旅客は、快速列車に乗車する際に、その使用するライナー券を係員に呈示して入検又は改札を受け、また、下車した際に使用済みのライナー券を係員に引き渡すものとする。